

平成22年11月12日付

安平町職員の懲戒処分の公表について

平成22年11月12日付で安平町職員の懲戒処分を行いましたので、安平町職員懲戒処分等の公表に関する基準に基づき公表します。

被処分者

所属部局 健康福祉課
職名 主査
年齢 35歳

処分内容

懲戒免職

処分理由

平成18年3月に担当していた旧社会福祉法人追分町社会福祉協議会の経理において、旧追分町発行領収書の偽造を行った該協議会の公金二百万円を私的利用のために横領したことが判明したため、安平町職員の懲戒処分に関する指針第3の1(7)の虚偽公文書等作成及び同第3の2(1)の公金の横領に該当するものであり、これらの行為は公務員の信頼を失墜させる極めて重大な行為であるため、地方公務員法第29条第1項に該当するものとして懲戒免職処分を行つたものである。

〔市民の皆様へ〕

「町職員の懲戒処分について」

安平町では、平成18年3月27日に合併してからこれまで、安平町職員倫理規定に基づく職員の綱紀廉正などを図りつつ、職務執行の公正さに対する町民の疑念や不信を招くような行為の防止に努め、公務に対する町民の信頼確保を図るため取り組んで参りました。

しかしながら、平成22年に入り、「町職員と関係事業者との旅行など」による当該倫理規定違反が明らかになり、懲戒処分（減給）及び分限処分（降格）を行うなど、町民の皆様に疑惑を抱かせてしまつたことに対しまして、広報あびら9月号において信頼回復に向け再出発を誓つたところですが、そのような中にあって、平成22年11月に入り、本町職員が社会福祉協議会の公金を横領・着服するという不祥事が発覚し、当該職員を平成22年11月12日付で懲戒免職処分としましたが、町民の皆様及び社会福祉団体関係者の皆様の信頼を大きく損なう

結果となり、町政執行を統括する責任者といたしまして深くお詫び申しあげます。

この度の不祥事が発生した原因としましては、当該職員の公務員としての倫理意識の欠如はもとより、全国各地で発生した不祥事（横領等）の教訓が生かされず、こうした事態を未然に防ぐことができなかつたこと、また、横領した時点から長い時間、発見することができなかつた組織や職場環境、システムについても問題があると認識し、速やかに対策を講じ、その改善に取り組むべく、今般の不祥事が発生した原因の分析と課題の整理を行うとともに、再発防止対策を講じ、こうした不祥事を二度と発生させない厳粛な規律のもとに公正・公平な職務の遂行に努めて参りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

平成22年11月15日

安平町長 瀧 孝



日の丸を胸に国際大会出場

11月1日 スピードスケートワールドカップ（前半戦）

出場代表選手となつた中村獎太さん（早来北町）が出発を前に瀧町長を訪れました。

10月末に開催されたスピードスケート全日本距離別選手権大会で実力を示し自力で手にした出場の切符。「ワールドカップ代表に選ばれるなんて思つてもいなかつたのでとても嬉しい。夏の高地合宿の成績が出たんだと思う。海外の選手にどこまでついていくのか、自分の力を試したい」と意欲を示しました。

報告を受けた瀧町長は「どちらにしても素晴らしいこと。世界の舞台でどんどん活躍して、ぜひ

※11月に開催されたW杯（前半戦3大会）の結果は次のとおりです。

11月12日～14日

オランダ・ヘレンベーン大会
1位 1500㍍(Bクラス)14位
2位 5000㍍(〃)14位

11月19日～21日
ドイツ・ベルリン大会
1位 チームパシユート
2位 5000㍍(Bクラス)15位
3位 12位

11月27日～28日
ノルウェー・ハーマル大会
1位 チームパシユート
2位 1万㍍(Bクラス)10位
3位 12位